

KOBE カード協議会 NC カード会員規約

第1条（目的）

KOBE カード協議会（以下「協議会」という）が、この規約に基づき所定の方法で発行するカード（以下、「本カード」という）に関わる発行条件および機能・サービス・使用方法等について定めます。

なお、本カードには「KOBE PiTaPa 会員規約」は適用されません。

第2条（会員）

1. 会員とは、「KOBE カード協議会 NC カード会員規約」（以下、「本規約」という）ならびにその他の特約等、本カードに適用される諸規定等（以下、総称して「本規約等」という）を承認のうえ、協議会所定の方法で入会申し込みをし、協議会が入会を承認した方をいいます。また会員には、本会員と家族会員があります。
2. 本会員が協議会との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で、「本規約等」を承認のうえ、所定の方法で入会申し込みをし、協議会が入会を承認した方を家族会員といいます。
3. 本会員は、家族会員に対し「本規約等」の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が「本規約等」の内容を遵守しなかったことによる関係者の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
4. 会員と協議会との契約は、協議会が入会を承認したときに成立します。

第3条（届出事項の変更）

1. 会員は、協議会に届け出た住所・氏名・勤務先等について変更があった場合には、協議会所定の方法により、遅滞なく届け出るものとします。
2. 会員は、本条第1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、協議会からの通知または通知書類等が延着または不到着となっても、協議会が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、本条第1項の住所・氏名の変更の届け出を行わなかったことについて、天災地変その他の不可抗力によるやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。
3. 協議会が会員宛に発送した通知書類等が、会員不在のため郵便局等に留置されたときは、留置期間満了時に、また受領を拒絶したときは、受領拒絶時に会員に到達したものとみなします。ただし、会員に天災地変その他不可抗力によるやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

第4条（退会もしくは会員資格の喪失）

1. 会員は協議会所定の方法により退会することができます。この場合、協議会の指示に従い所定の届け出用紙と共に本カードを使用できない状態にしたうえで協議会所定先に返還していただきます。なお、協議会が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。

2. 協議会は、会員が「本規約等」に違反した場合、または本カードの利用が不適当と認めた場合には、事前の通知をすることなく直ちに会員資格を喪失させることができるものとします。
3. 家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には、当然に会員資格を喪失するものとします。

第5条（本カードのサービス）

1. 会員は本カードにより「KOBE カード協議会 NC カードサービス」を受けることができます。
2. 「KOBE カード協議会 NC カードサービス」（以下、「本サービス」という）とは、協議会が本サービスについて契約した、法人・団体・個人（以下、「本サービス提供者」という）が提供するサービスであって、本カードの提示や、本カードに搭載されたICチップの機能を利用する等、協議会および本サービス提供者所定の方法で利用するサービスをいいます。
3. 本サービスの内容・利用方法および、本サービスを利用できる会員については、サービス開始の都度、利用可能会員に個別に、または協議会のホームページ等により公表します。
4. 本サービスの利用に際しては、利用可能会員は申込・登録等、別途手続きが必要な場合があります。
5. 本サービスは、会員への予告、通知なしに変更または中止される場合があります。
6. 会員が第4条の規定により会員でなくなった場合は、本サービスの利用資格も喪失します。

第6条（個人情報の収集・利用・提供・預託に関する同意）

1. 入会申込者および会員（以下「会員等」という）は、協議会が本カードの発行・管理、および第5条所定のサービスの円滑な提供を目的として、下記の情報を協議会所定の方法で取得し、これを利用することに同意します。
 - (1) 本カードの申込書に記載された情報、本規約等に基づき届け出のあった会員等の属性情報
 - (2) 本カード申込みに対する審査の結果（ただし、承認とならなかった理由は除く）
 - (3) 入会申込日、入会承認日、会員等との契約内容に関する情報
 - (4) 会員等の本カードの利用に関する情報
 - (5) 本カードに記載されたカード番号その他、本カードに記録された会員属性を識別する番号等（以下「会員番号等」という）、本カードの有効期限、および変更後の会員番号等・有効期限
 - (6) 会員番号等が無効となった事実（ただし、無効となった理由は除く）
 - (7) 会員が会員資格を喪失した事実（ただし、喪失となった理由は除く）
2. 会員等は、協議会が会員等に対して行う正当な事業活動のうち、協議会が適当と認める範囲で会員等に郵便・電話・eメールその他の方法で、第5条所定のサービス、

および協議会に加盟する公共交通事業者の営業内容・サービス内容等についてのご案内を行うため、ならびに協議会が市場調査、商品開発を行うために下記の情報を利用することに同意します。

(1) 本条第1項1号の情報 (2) 本条第1項4号の情報

*なお、上記協議会の具体的な事業活動の内容、および協議会に加盟する交通事業者については、協議会のホームページ等に記載し、お知らせしております。協議会ホームページアドレスは、<http://www.kobe-pitapa.com> です。

3. 会員等は、協議会における第5条所定のサービスの提供等、協議会の正当な事業活動を運営することを目的として、個人情報の保護措置を講じたうえで本サービス提供者に対し、本規約等に基づき協議会が保有する会員等の個人情報を預託することを承諾するものとします。
4. 会員等は、協議会における会員管理および会員に対する第5条所定のサービスの提供等、協議会の正当な事業活動を運営することを目的として、個人情報の保護措置を講じたうえで、本カードの発行支援、運営支援を委託する業務受託会社等に、本規約等に基づき協議会が保有する個人情報を預託する場合があることを承諾するものとします。
5. 協議会は取得した会員等の個人情報の保護について十分注意を払うものとします。

第7条（開示・訂正・削除および利用の停止）

会員等は、協議会に対し、以下の請求をすることができます。請求があった場合、協議会は所定の方法で、原則としてこれに応じるものとします。

- (1) 第6条2項に規定する宣伝印刷物の送付、eメールの送信等に対する中止の請求
- (2) 協議会において管理する個人情報の開示・訂正・削除の請求

第8条（本規約の不同意）

協議会は、会員等が本カードの申込みに際し、申込書の記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、本カードの入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第6条2項に同意しないことを理由に入会をお断りすることや、退会の手続きをとることはありません。

第9条（入会申込み・退会の事実の利用）

1. 協議会が入会を承認しない場合であっても、入会申込みをした事実は、第6条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。
2. 退会等により会員でなくなった場合、その事実は第6条に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第10条（本規約の改定）

本規約が改定され、その内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。

第 11 条（準拠法）

会員と協議会との諸契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されます。

第 12 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約等について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、協議会の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 13 条（ご相談窓口）

1. 協議会に対する第 7 条の請求、その他のお問い合わせについては下記までお願いいたします。
2. 本規約等についてのお問い合わせ・ご相談については、下記までお願いいたします。

<KOBE カード協議会事務局>

電話番号 078-646-3116

神戸市長田区御屋敷通 3 丁目 1 番 1 号 山陽電車本社ビル 1 階

(2013 年 2 月改定)